

青教ス第 101 号
令和2年4月17日

各私立学校長 殿

青森県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した
一斉臨時休業について（通知）

標記のことについて、4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。

現状では、本県において新型コロナウイルス感染症が蔓延しているとまでは言えないと考えられるものの、児童生徒が公共交通機関やスクールバス等を利用して通学するなど、広域の移動が多いという高等学校、特別支援学校の特性に鑑み、児童生徒が安全安心して登校できるような環境を整備するという観点から、学校保健安全法第20条の規定により、県立学校について、4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとし、休業期間中においては、別紙のとおり対応することとしましたので、参考までにお知らせします。

【担当】

- 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883（直通）
学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882（直通）
- 保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL017-734-9907（直通）
- 教職員の勤務等サービスに関すること
教職員課 人事制度グループ TEL 017-734-9892（直通）
- 放課後子ども教室に関すること
生涯学習課 地域連携推進グループ TEL 017-734-9890（直通）



青教ス第 101 号
令和 2 年 4 月 17 日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した
一斉臨時休業について (通知)

標記のことについて、4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。

本県は、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況にはないものの、児童生徒が公共交通機関やスクールバス等を利用して通学するなど、広域の移動が多いという高等学校、特別支援学校の特性に鑑み、児童生徒が安心して登校できるような環境を整備するという観点から、学校保健安全法第20条の規定により、県立学校について、4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとしましたのでお知らせします。

また、休業期間中の対応等については、別紙のとおりとなりますので、各学校の校長におかれては、本通知の内容について教職員等に周知の上、適切に対応してくださるようお願いいたします。

なお、臨時休業終了後の教育活動再開の際には、児童生徒が安心して学校に登校できるようにするための対応をお願いする予定ですが、その内容等については、別途連絡します。

【担当】

- 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)
学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)
- 保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)
- 教職員の勤務等サービスに関すること
教職員課 人事制度グループ TEL 017-734-9892 (直通)
- 放課後子ども教室に関すること
生涯学習課 地域連携推進グループ TEL 017-734-9890 (直通)

別紙

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業 期間中の対応について

【学校教育課関係】

1 児童生徒の学習等の支援について

- (1) 学習プリントを配布したり、授業で使用している教材の学習箇所を指定したりするなど、児童生徒が適切に家庭学習に取り組むことができるよう指示すること。
- (2) 例えば、登校日や登校時間を学年ごとに設定する分散登校を行い、家庭学習の状況について確認して必要に応じて指導したり、児童生徒の心身の健康状況を確認したりするなど、児童生徒に必要な指導や支援を行うこと。

【参考】

- ①分散登校による指導内容の例
 - ・学習の状況の確認、新たな学習課題の提示
 - ・生徒の家庭学習の状況に応じた学習支援
 - ・生徒の心身の健康状態の確認
 - ・臨時休業期間中の生活上の注意
 - ・その他連絡及び指示等
- ②分散登校を実施する際の留意点
 - ・ホームルームや学年等で実施日時を分けるなど、できるだけ多くの生徒が同時に登校することがないようにすること
 - ・換気、手洗いの推奨、咳エチケットの徹底、風邪症状のある児童生徒は登校させないなど、十分に感染防止対策を講じること
 - ・指導が長時間にわたらないこと
 - ・公共交通機関が混雑しないよう、登校時間に配慮すること
 - ・臨時休業期間中であることから、出席しなければならない日数には当たらないこと
- (3) 登校しない日における児童生徒の学習状況の把握、個別の学習支援及び日々の健康観察等への対応として、ICTを活用した学習支援について検討し、できることから実施すること。（実施に当たっては、学校教育課から4月16日に送付した情報提供等を参考にすること。）

2 幼児児童生徒との連絡体制の確立について

今後の連絡事項等が幼児児童生徒に確実に伝わるよう、学校ホームページを活用するなど、連絡体制を確立し、幼児児童生徒及び保護者に周知する。

3 県立特別支援学校における臨時休業について

特別支援学校に在籍する障害のある幼児児童生徒には、自宅等で一人で過ごす

ことができない場合も考えられることから、各特別支援学校長は、福祉サービスの人員確保や幼児児童生徒の居場所が確保できない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう必要な対策を行った上で登校させる等の特段の配慮を行うこと。

(上記の措置をとる場合の留意事項)

- ・今般の臨時休業措置が感染拡大を予防することを目的としていることを踏まえ、登下校時刻、活動内容等について各校が適切に定めること。
- ・給食は実施しないが、家庭からの弁当等の持参については各校の判断とする。
- ・スクールバスの利用希望がある場合は、運行する。
- ・登校時、校舎に入る前（スクールバス利用者については乗車前）に検温し、発熱がある場合は登校を認めない。
- ・登校した幼児児童生徒は、登校者名簿等で管理すること。
- ・特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

【スポーツ健康課関係】

1 児童生徒及び教職員の健康状態の把握について

休業中においても、児童生徒の健康状態の把握に努めるものとする。
以下のような場合は、学校へ連絡するよう児童生徒に周知すること。

(学校へ連絡をする要件(例))

- ①37.5℃以上の発熱がある。
 - ②4日以上続く呼吸器症状がある。
 - ③強い倦怠感がある。
 - ④濃厚接触者として特定された → 報告を受けたら、速やかに設置者に報告
 - ⑤(児童生徒本人が)新型コロナウイルス感染症の感染が判明した
また、上記の内容については、感染症システムに入力すること。
- ②については、児童生徒より連絡があった日のみシステムに入力すること。

2 部活動について

部活動については、臨時休業期間中自粛すること。

3 学校の校庭や体育館の開放について

児童生徒の運動する機会を確保するために学校の校庭や体育館を開放する場合には、以下の留意事項を参考に感染防止のための措置を講じた上で、各学校長の判断により計画的に実施すること。

(留意事項)

- (1) 学校の教育計画に位置付けること(各学校において、開放日、時間、場所等

について計画を作成する)。また、教師の監督指導の下に行われること。

※ 以上のことが行われない単なる学校開放の場合、事故・けが等が発生した際に、日本スポーツ振興センター災害共済給付の支給対象外となる。

(2) 一度に、大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮すること。

(3) 屋内である体育館の開放については、ドアを広く開ける等、こまめな換気を心がけること、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について消毒液を使用して清掃することなどに留意すること。

【教職員課関係】

教職員の服務について

一斉臨時休業期間中における教職員の服務については、令和2年4月17日付け青教員第66号教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の教職員の服務について」により、適切に対応すること。